

平成 27 年 5 月 29 日

会 員 各 位

日本公認会計士協会
副会長 関根 愛子

監査基準委員会報告書 260 の改正に伴う 監査役等への品質管理レビューの結果の伝達に関する留意点

監査役等への品質管理レビューの結果の伝達については、平成 27 年 5 月 29 日付で [監査基準委員会報告書 260（以下「監基報 260」という。）「監査役等とのコミュニケーション」が改正](#)され、監基報 260 改正公表日（平成 27 年 5 月 29 日）以後行われる監査役等とのコミュニケーションからは、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況の概要（第 15-2 項）が適用されます。本件に関する監査事務所の対応についての留意点は以下のとおりとなります。

1. 監査役等への品質管理レビュー制度の説明における留意点

品質管理レビューは、監査事務所の品質管理のシステムの全体としての有効性を評価することを目的とするものであり、会則第 122 条の規定に基づき、①監査事務所の定めた品質管理のシステムが品質管理の基準に適合しているかどうか、②監査事務所がその品質管理のシステムに準拠しているかどうかを確認することを目的として実施しております。品質管理レビュー報告書の結論は、これら①及び②に関して重要な事項が発見されたかどうかについて表明しています。

品質管理レビューを実施した結果、監査事務所が実施した監査業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する準拠違反が発生している懸念がある場合には、発見事項とし、重要な準拠違反が発生している懸念の程度に応じて改善勧告事項や限定事項としています。改善勧告事項と品質管理レビューの結論との関係は付録の【用語説明 1、2 及び参考図】のとおりとなりますが、改善勧告事項や限定事項があった場合であっても、あくまでも懸念であることから、直ちに監査業務において重要な準拠違反があったことや監査意見の妥当性に問題があったことを示すものではありません。

品質管理レビューの結果を監査役等に伝達する場合には、監査の品質及び品質管理レビューの制度も併せて監査役等の十分な理解が得られるよう説明し、品質管理レビューの結果が正しく理解されるよう努める必要があることにご留意ください。

なお、平成 27 年度からは、平成 26 年 7 月の会則改正に基づく品質管理レビュー制度が運用され、使用される用語が一部変更になります。そのため、改正後の監基報 260 では、平成 26 年度以前と平成 27 年度以後の品質管理レビュー制度を総称した用語を使用しています。その関係は付録の【用語説明 3】のとおりとなります。

2. 監査役等への品質管理レビューの結果の伝達における留意点

(1) 品質管理レビューの結果の伝達開始時期

品質管理レビュー報告書等については、原則として第三者に開示してはならない旨が品質管理委員会規則第5条の2に規定されています。この品質管理委員会規則第5条の2の規定の解釈には、レビュー実施期間中のレビュー実施の有無についても、品質管理レビューの結果が確定するまでの間は、原則として第三者に開示してはならないことが含まれます。

また、品質管理レビューの結果は、品質管理レビュー報告書等の内容について監査事務所と当協会との双方が正式に確認して初めて確定するものであるため、監基報260改正公表日以後行われる監査役等とのコミュニケーションにおいて、品質管理レビューの結果を監査役等に伝達する時期は、監査事務所がレビュー報告書正本及び改善勧告書正本を受領してからであることにご留意ください。

なお、監査人が監基報260に準拠して品質管理レビューの結果を監査役等に伝達することは、品質管理レビュー報告書等そのものの開示あるいは提供ではないため、監査人は、品質管理委員会規則第5条の2第三号の規定による品質管理委員会の承認を求める必要はないことにご留意ください。また、監査人が、監査役等に伝達した内容を監査対象会社等の役員等、監査役等以外の者に伝達する場合も品質管理委員会の承認を求める必要はありません。

(2) 新規業務受嘱のための提案書での品質管理レビュー結果の記載

新規業務受嘱のための提案書での品質管理レビュー結果の記載については、平成26年3月27日付けの[「新規業務受嘱のための提案書での品質管理レビュー結果の記載の取扱いについて」](#)において、その取扱いを示していますので、監基報260改正後においてもその取扱いをご参照ください。

以 上

【付録】

【用語説明1】改善勧告事項と限定事項

品質管理レビューを実施した結果、品質管理のシステムの不備あるいは運用上の問題を発見した場合で、それが原因となって監査事務所が実施した監査業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する準拠違反が発生している懸念がある場合には、発見事項とし、重要な準拠違反が発生している懸念の程度（重大な懸念がある、相当程度の懸念がある、懸念が多少はある、懸念がほとんどない）に応じて、改善勧告事項や限定事項としている。（487、489）※

※付録の用語説明及び参考図におけるかっこ書の数字は、関連する品質管理レビュー手続の項数である。

1. 改善勧告事項

発見事項のうち、重要な準拠違反が発生している懸念があるものが改善勧告事項となり、改善勧告書に記載される。（487、489-2）（注）

2. 限定事項

改善勧告事項のうち、重要な準拠違反が発生している相当程度の懸念又は重大な懸念があるものが限定事項となる。（487、489）限定事項には、品質管理レビューの結論を限定する原因となった事項だけでなく、否定的結論を表明する原因となった事項も含まれる。（388、389、398、399、408、409）

（注）平成24年度以前の品質管理レビューでは、準拠違反が発生している懸念がある場合には、改善勧告事項としていた。

【用語説明 2】品質管理レビューの結論

品質管理レビューの結論は、品質管理レビュー報告書において、以下の①及び②に関して表明される。

- ① 監査事務所の定めた品質管理のシステムのうち、品質管理の基準に適合していない重要な事項の有無
- ② 個々の監査業務における監査事務所の品質管理のシステムに準拠していない重要な事項の有無

品質管理レビューの結論には、以下の種類がある。

結論の種類	概要
限定事項のない結論	ア. 監査事務所の定めた品質管理のシステムには、品質管理の基準に適合していない重要な事項はなく、また、 イ. レビュー対象期間に属する日付を付して作成した監査報告書に係る監査業務において、監査事務所の品質管理のシステムに準拠していない重要な事項がない と認められた場合に表明される。
限定事項付き結論	監査事務所が実施した監査業務において、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している相当程度の懸念があると認められた場合に表明される。
否定的結論	監査事務所が実施した監査業務において、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する極めて重要な準拠違反があると認められた場合に表明される。

(注) 限定事項付き結論 (390)

次の要件 1 及び要件 2 のいずれかに該当する事実が、少なくとも一つは存在する場合に表明される。

要件 1 : 監査事務所が、品質管理の基準が示す監査に関する品質管理の目的を達成するために必要な品質管理のシステムを、適切に整備していない事実が見受けられ、そのために監査事務所が実施した監査業務において、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している相当程度の懸念がある。

要件 2 : 監査事務所の品質管理のシステムに関する担当者又は専門要員等が、監査事務所の定めた品質管理のシステムを適切に運用していない事実又は品質管理の基準が求める個々の監査業務における品質管理の手続を実施していない事実が見受けられ、そのために監査事務所が実施した監査業務において、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している相当程度の懸念がある。

否定的結論（400）

次の要件1又は要件2のいずれかに該当し、かつ、要件3にも該当する場合には、限定事項付き結論ではなく否定的結論の表明を検討する。

要件1：監査事務所が、品質管理の基準が示す監査に関する品質管理の目的を達成するために必要な品質管理のシステムを、適切に整備していない事実が見受けられ、そのために監査事務所が実施した監査業務において、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している重大な懸念がある。

要件2：監査事務所の品質管理のシステムに関する担当者又は専門要員等が、監査事務所の定めた品質管理のシステムを適切に運用していない事実又は品質管理の基準が求める個々の監査業務における品質管理の手続を実施していない事実が広範囲に見受けられ、そのために監査事務所が実施した監査業務において、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している重大な懸念がある。

要件3：個々の監査業務における品質管理のレビューを実施した結果、監査事務所が実施した監査業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する極めて重要な準拠違反がある。

【用語説明3】品質管理レビュー制度と改正後の監基報260との関係

改正後の監基報260では、平成26年度以前と平成27年度以後の品質管理レビュー制度を総称した用語を使用している。平成26年度及び平成27年度の品質管理レビュー制度と監基報260のA22-3項との関係は以下のようになる。

品質管理レビュー制度		監基報260
平成26年度	平成27年度	A22-3項
日本公認会計士協会の品質管理レビュー (フォローアップ・レビューを含む。)	日本公認会計士協会の品質管理レビュー (通常レビュー、特別レビュー及びそれらのフォローアップ・レビューを含む。)	(1)日本公認会計士協会の品質管理レビュー
品質管理レビュー報告書、フォローアップ・レビュー報告書、改善勧告書	同左	(1)①、(1)② レビュー報告書等
フォローアップ・レビュー	フォローアップ・レビュー (通常レビューのフォローアップ・レビュー及び特別レビューのフォローアップ・レビュー)	(1)①(イ)、(1)②(イ) フォローアップ・レビュー

品質管理レビュー制度		監基報 260 A22-3 項
平成 26 年度	平成 27 年度	
品質管理レビューの結論 (品質管理レビュー報告書で表明された、限定事項のない結論、限定事項付き結論、又は否定的結論)	同左 (同左)	(1)②(ア) 品質管理レビューの結論
上場会社監査事務所登録制度において、品質管理レビュー(フォローアップ・レビューを含まない。)を実施した結果に基づいて決定された措置	品質管理レビュー制度において、品質管理レビュー(フォローアップ・レビューを含まない。)を実施した結果に基づいて決定された措置	(1)②(ア) 品質管理レビューの結果に基づく措置
フォローアップ・レビュー報告書に記載された実施結果(改善の不十分な事項のない実施結果又は改善の不十分な事項のある実施結果)	通常レビューのフォローアップ・レビュー報告書又は特別レビューのフォローアップ・レビュー実施結果通知書に記載された実施結果(改善の不十分な事項のない実施結果又は改善の不十分な事項のある実施結果)	(1)②(イ) フォローアップ・レビューの実施結果
上場会社監査事務所登録制度において、フォローアップ・レビューを実施した結果に基づいて決定された措置	品質管理レビュー制度において、フォローアップ・レビュー(通常レビューのフォローアップ・レビュー又は特別レビューのフォローアップ・レビュー)を実施した結果に基づいて決定された措置	(1)②(イ) フォローアップ・レビューの結果に基づく措置
品質管理レビュー(フォローアップ・レビューを含む。)の対象業務	同左	(1)②(エ) 品質管理レビューの対象業務

【参考図】改善勧告事項と品質管理レビューの結論との関係

品質管理のシステムの運用状況に関する改善勧告事項と品質管理レビューの結論との関係は、次の図のとおりである。

